

平成 23 年 1 月 12 日

厚生労働省保険局総務課長 殿

社団法人日本産科婦人科学会
理事長 吉村 泰典



社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦



社団法人日本助産師会
会長 加藤 尚美



「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱案及び
「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱案に関する要望書

出産育児一時金のあり方につき、ご協議ご指示頂き感謝申し上げます。

さて、今般、標記実施要綱案をお示し頂いたことにより三団体で協議し以下のような要望をまとめました。何卒ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

要望事項

- I 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱案
 - 1 支払のさらなる早期化の実現
 - 2 手続のさらなる簡素化の実現
 - 3 資格喪失後の出産育児一時金の給付について混乱をおこさないこと

- II 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱案
 - 1 対象者は受給資格発生直後から手続を開始できること
 - 2 対象医療機関等についてはすべての分娩機関が対象となること
 - 3 受取代理申請書の返戻等については、分娩機関に不利益が生じないよう保険者間または保険者と被保険者間で完結すること